

# 土木工事現場必携（平成26年4月版）一部改正の概要

## 1 改正趣旨

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」及び「建設業法施行規則」が改正されたことに伴い、それらの改正内容を反映する必要があるため、土木工事現場必携も一部を改正する。

## 2 主な改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

### 改正点①

施工体制台帳の作成条件

【改正前】 下請契約の総額が 3,000 万円以上(建築一式工事 4,500 万円以上)

【改正後】 下請契約を締結する全ての工事

### 改正点②

施工体系図の作成条件

【改正前】 下記①かつ②の条件に当てはまる場合

①受注時の建設工事に該当する請負代金額が 500 万円以上

②建設工事の下請負契約を締結している

【改正後】 下請契約を締結する全ての工事

### 改正点③

施工体制台帳の記載事項

- ・主任技術者の氏名、資格、専任性の追加
- ・外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の追加

施工体系図の記載事項

- ・主任技術者の氏名の追加

再下請負通知書の記載事項

- ・外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の追加

※該当ページ：P78～81、P237～238

※第6章の該当資料：6-7 土木工事監督要領、6-9 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）